

# 技術士制度の課題抽出に資する諸外国の実態把握及び 技術士のキャリアパスの検討に資する現状把握と整理のための調査 中間報告

令和 7 年 1 月 21 日  
資料作成：有限責任監査法人トーマツ

# 目次

1. 調査の概要 3

---

2. 調査の実施状況 6

---

Appendix 12

---

---

---

# 1. 調査の概要

# 調査の背景

## 目的

- 技術者のキャリアパスの向上に資する技術士制度の在り方について、第11期科学技術・学術審議会技術士分科会では、「**技術士資格の国際的な実質的同等性の確保**」、「**技術士試験の適性化**」、「**技術士補制度の見直し・IPD制度の整備・充実**」「**更新制・継続研さんの導入**」、「**総合技術監理部門の位置付けの明確化**」、「**活用促進・普及拡大**」などの様々な観点から、議論・検討を行っている。
- 技術士試験の受験者数や合格者中の登録者数の推移に鑑みると、技術士制度がさらに社会や技術者に貢献するためには、上記観点に留まらずに様々な観点から、本制度についての文献等調査や関係者から得られる意見を通して、課題を抽出し検討を深める必要がある。
- このため、文部科学省として、①**技術士制度に対する課題抽出を行い、分析することにより本制度の検討における新しい観点を獲得すること**、②**技術士資格の取得の有無に関わらず、高度な専門性を有する又は専門性の獲得を目指す技術者が自身のキャリアパスを考える際の課題認識等の現状把握を行うことを通して、技術士制度がその課題にどのような対応ができるかを検討する一助とすること**を目的とし、技術士制度検討の議論に資する委託調査を実施する。



特に、初期専門能力開発（IPD：Initial Professional Development）から、技術士資格取得、資格取得後の継続研さん（CPD：Continuing Professional Development）及び資格活用に至るまで、一貫した整合性のあるシステムの構築・改善を行うための検討に資すると考えられる情報を収集

# 調査内容

## （1）技術士制度の諸外国における状況・動向の把握

- ① 諸外国の技術士制度の状況調査  
机上調査（文献やウェブページ等による調査）
- ② 諸外国の企業や資格認定機関等における技術士制度対応の実態調査  
初期能力開発（IPD）に関する教育システム等、  
調査対象国間での比較が図れるように整理

## （2）資格取得者を対象とした聞き取り調査（5分野、各3名程度）

- ✓ 資格取得者と資格とキャリアの関係性や産業界から受ける制度の印象、技術士への期待や課題について具体的に分析する



## （3）企業を対象とした聞き取り調査（15社程度）

- ✓ 制度の認知度、関連性、活用事例、技術士制度への期待、課題等について調査をする。

## 2. 調査の実施状況

# 海外における調査から考えられる調査の視点とまとめ方の考え方は以下の通りです

## 海外調査内容を踏まえた整理の方向性

### 調査の整理軸

### 日本の制度設計に参考にすべき内容

#### 1. 技術士制度自体の違いを把握したい

- 資格自体の種類の違い（日本では技術士補、技術士という区分であるが、他国では熟練度等に応じた資格の切り口がある等）
- 受験するための条件の違い（資格要件として、必要な大学等における研究や実務経験を求めている等）
- 受験費用の違い
- 技術部門の整備状況の違い（日本における21技術部門との差やその背景等）

#### 2. IPDやCPDに関する制度の整備状況の濃淡やプログラムの詳細について理解したい

- IPD・CPD制度自体の有無
- IPD・CPDを所管している機関の有無やある場合の構造（役割分担等）
- IPD・CPDプログラムの具体的な内容（コアコンピテンシー、講義の内容等）
- プログラムの消化に必要な期間、費用、所轄機関と企業、修習技術者との関係

#### 3. IPD、CPDの管理に活用しているリソース（システム面）の活用事例を参考にしたい

- IPDやCPDに関して技術者の受講履歴や取得ポイント等の管理システムの有無
- 管理する主体となっている団体・企業
- システムで管理している情報の詳細性

#### 4. IPD、CPDの管理に活用しているリソース（人材面）の活用事例を参考にしたい

- 修習技術者のサポートを行っている技術者の有無（メンター等の存在）
- メンターに求めている能力
- メンターの役割
- 伴走方法（修習技術者に対する関与の程度等）

各国の整備状況の差を把握しつつ、より詳細なIPD設計等を行っている国について日本におけるベストプラクティスを詳細化する  
また、我が国における同じ士業の資格として整備運用されている制度との比較として、公認会計士制度についても詳細調査を行い、技術士制度との比較ができるようにまとめた



# 諸外国調査における各国のIPD制度の整備運用状況の違いは以下の通りです

## IPD制度の違いまとめ

制度全体について

プログラム内容について

システムについて

メンターについて

米国	英国	オーストラリア	日本（公認会計士制度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の技術士補に相当するEIT (Engineer in Training) と呼ばれる資格が存在</li> <li>州ごとに定めが異なるが、例えばテキサス州はEIT保有者は以下の要件を満たしているとされている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 理事会が承認した工学プログラムまたは関連科学カリキュラムを修了した者</li> <li>✓ NCEESのFE試験に合格していること</li> <li>✓ 正しいTBPELS EITフォームを使用して申請し、申請料金として15ドルを支払</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPDとしての認定、承認および認定スキームを検討は専門のエンジニアリング機関（PEI）が行う</li> <li>IPD制度自体の所管は Engineering Councilが管理、個別施策の運用についてはPEIという分掌方法（Engineering Councilに質問した内容及び回答については別紙参照）</li> </ul> <p>子供たちやその両親、教師に工学と測量のキャリアを促進するための体験活動を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明確にIPD制度という名称は使用されていないが、工学教育の認定機関として認められているEngineers Australiaが次世代のエンジニアを輩出するためにAustralian Engineering Accreditation Centreを通じて、専門エンジニア、エンジニアリング技術者、エンジニアリングアソシエイトの各レベルのエンジニアリングコースを評価し、認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管機関が教育、試験、資格情報管理等の観点で3機関に分離</li> <li>必要な要件は3点（①実務補習所での必要な単位の取得、②修了考査への合格、③実務経験（3年）の充足）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>全米試験協議会（NCEES）が啓蒙活動として以下の取り組みを実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Supporting K-12 Initiatives</li> <li>✓ Advancing Licensure For Public Protection</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各企業（雇用主）が運用。必要に応じてPEIが支援</li> <li>スキームは各PEIが整備しているが内容はPEIによって異なる（雇用主とは適宜連携している）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Engineers Australiaが、大学等毎に認定しているエンジニア技術に関連する講義がある。例えばオーストラリア大学における認定プログラムは以下           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 工学技術学士(土木)</li> <li>✓ 工学技術学士(電気・電子)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記①については研修の内容については3項目（1. 講義、2. 考査、3. 課題研究）がある</li> <li>講義については必要単位数、考査および課題研究については単位に加え、必要な点数要件を満たす必要がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特に言及なし</li> </ul> <p>NCEESの最高執行責任者がホストを務めるAn NCEES Podcast Seriesにおいて、全米のPEにスポットを当て、PEの重要な仕事を紹介</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPD活動を計画、記録、確認することができる（各PEIもしくはEngineering Councilのマイキャリアパス等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に言及なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICPAが単位取得状況を確認するシステムを運用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特に言及なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度は有（制度や役割はPEIによって異なる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に言及なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備されていない</li> </ul>

# 諸外国調査における各国のIPD制度の整備運用状況の違いは以下の通りです

## CPD制度の違いまとめ

制度全体について

プログラム内容について

システムについて

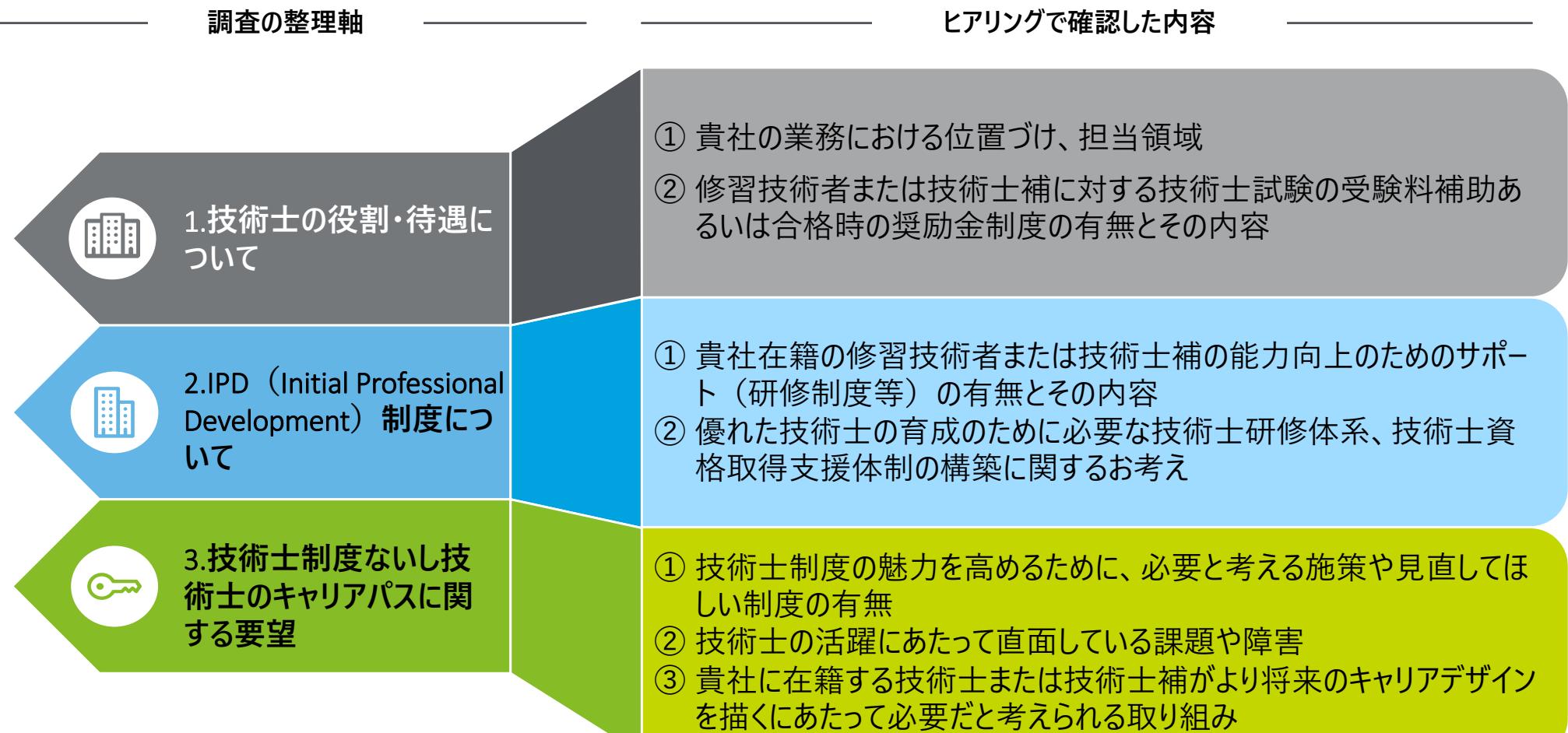
メンターについて

9

	米国	英国	オーストラリア	日本（公認会計士制度）
制度全体について	<ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカ全土としては期間中（1年間）に15時間以上の自己研鑽教育(Continuous Professional Development CPD)を積むことを義務づけ</li> <li>州によって、個別に定めているケースもある（NY州では、最初に資格を取得した3年を除き、以降3年ごとの登録期間中に、専門技術者としての登録申請者は、最低36時間の許容可能な継続教育を完了するとある）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門のエンジニアリング機関が、登録者のCPD記録を毎年無作為にサンプル化し、フィードバックを提供する。登録された技術者は、実施したCPDを記録することが義務付けられている。</li> <li>必要な手続が7項目ある。</li> <li>毎年CPDに費やす最低時間を指定していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Engineers Australiaのメンバーとして登録する必要がある</li> <li>1つの分野で働いている場合は、3年間で150時間のCPD活動が求められる</li> <li>複数の業務分野またはエンジニアリング分野で働く場合は、3年間で各分野に少なくとも50時間のCPD活動を記録する必要がある。</li> <li>実務経験に応じて資格の種類が異なっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公認会計士登録後は、事業年度（4月～翌3月）ごとに日本公認会計士が認めた単位数を取得し、更新料を支払うことによって資格の更新が可能。</li> <li>JICPAによる会員が講師となる研修メニューのHPによる共有と受講</li> <li>各監査法人や会計事務所が実施する研修の単位認定制度があり</li> </ul>
プログラム内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>各州ごとに独自に整備されている（テキサス州では、更新サイクルごとに15時間の継続教育が必要であり、そのうち少なくとも1時間は倫理に関するものである必要と定められている）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各企業（雇用主）が運用。必要に応じてPEIが支援</li> <li>スキームは各PEIが整備しているが内容はPEIによって異なる（雇用主とは適宜連携している）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の必要要件は以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 働いている実践的分野（50時間）</li> <li>✓ リスク管理（10時間）</li> <li>✓ ビジネススキルとマネジメントスキル（15時間）</li> <li>✓ 興味あるキャリアに関連する活動（75時間）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業年度を含む直前3事業年度合計120単位の取得</li> <li>当該事業年度に最低20単位の取得</li> <li>当該事業年度における必須取得単位（職業倫理、税務、監査の品質および不正リスク対応）の取得</li> </ul>
システムについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に言及なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPD活動を計画、記録、確認することができる（各PEIもしくはEngineering Councilのマイキャリアパス等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に言及なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICPAのHPにおいて受講状況の閲覧が可能</li> <li>大手監査法人では各法人で研修受講履歴を管理</li> </ul>
メンターについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に言及なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に言及なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置していない</li> </ul>

# 技術士制度に関して考えられる課題の想定から、特に重要な項目を深堀して調査結果として取りまとめます

## 技術士・企業に対するヒアリング内容を踏まえた整理の方向性



特にIPD、CPD制度に関しては、今後我が国において制度設計を行う上でどのような課題や考え方があるかを詳細化する

# ヒアリング調査におけるIPD・CPD目線での取り組み状況は以下の通りです

## ヒアリング結果を踏まえた各ヒアリング先の状況

	IPDの視点	CPDの視点
制度全体について	<ul style="list-style-type: none"><li>● 社内技術士会を組織し、試験案内、メンター アサイン、個別指導などを管理</li><li>● 全社人事部門が資格制度全体支援施策を整備し、各事業部門において具体的な施策や個別のサポートを実施</li><li>● 業務時間内のIPD受講時間の確保</li><li>● 昇格要件としての設定</li><li>● 合格時の報奨金、手当、受験料等の補助</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● CPDポイント（50P）の取得を義務化</li><li>● 業務実績や技術レベルに応じた熟練レベルによる分類と評価</li><li>● 業務時間内のCPDにおける研鑽活動の時間の確保</li></ul>
プログラム内容について	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業部門が個別の研修プログラムや勉強会、模擬試験の策定等の実施体制を整備</li><li>● 技術士会がデータセンタ見学等のサポートイベントを企画</li><li>● 外部セミナーの斡旋と受講した場合の補助</li><li>● IPD受講状況の人事考課への反映</li><li>● 複数部門の取得の促進と補助</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 人事部門あるいは事業部門が整備する研修プログラムの受講</li><li>● CPDポイント認定の外部研修の紹介と受講料の補助</li></ul>
システムについて	<ul style="list-style-type: none"><li>● 社内的人事システム内にIPDの実施状況を記録</li><li>● 社内共有フォルダに過去問などのノウハウをDBとして管理</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 社内的人事システム内CPDの実施状況を記録</li></ul>
メンターについて	<ul style="list-style-type: none"><li>● 技術士会あるいは、事業部門がメンターをアサイン</li><li>● IPD実施者だけではなく、メンターの評価の整備</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 設置していない</li></ul>

# Appendix

# 諸外国調査の実施方法

諸外国の概要調査においては、下記の19か国に対して、技術士制度の整備運用状況に関する各國の技術士制度の所管機関等のHPにアクセスする等によりまとめています

### 諸外国調査（概要調査）の調査項目

No	調査項目	備考
1	資格名称	-
2	資格付与機関	-
3	資格の法的根拠	-
4	技術部門数	-
5	試験機関	-
6	受験要件	受験要件、実務経験年数等
7	試験方法	筆記・面接の有無、受験料、受験者数、合格率等
8	協会への加入	加入の要否、団体名、入会条件、年会費、会員数
9	資格（ライセンス）登録	登録機関、登録要件等
10	資格（ライセンス）に関する数値	登録者総数、年間登録者数等
11	IPD	呼称、研修制度
12	更新制度（CPD）	更新期間、更新に必要なCPD単位
13	資格の活用度	-
14	社会の認知度	-
15	IEA協定加盟	-
16	二国間相互認証協定	対日本、対外国
17	その他	-

# 諸外国の概要調査においては、下記の19か国に対して、技術士制度の整備運用状況に 関して各国の技術士制度の所管機関等のHPにアクセスする等によりまとめます

凡例

諸外国調査（概要調査）の実施対象国  
(※概要調査結果については別紙Excel参照)

詳細に整備されている

比較的整備されている

No	地域	国名
1	北米	アメリカ
2	北米	カナダ（オンタリオ州）
3	オセアニア	オーストラリア
4	オセアニア	ニュージーランド
5	東アジア	中国
6	東アジア	台湾
7	東アジア	香港
8	欧州	イギリス
9	欧州	オランダ
10	欧州	トルコ
11	東アジア	韓国
12	東アジア	シンガポール

No	地域	国名
13	東アジア	マレーシア
14	東アジア	インドネシア
15	東アジア	ベトナム
16	東アジア	インド
17	東アジア	フィリピン
18	中東	アラブ首長国連邦（ドバイ）
19	日本	日本（公認会計士制度）
		その他、必要に応じ適宜文書化

調査対象  
の深堀

次スライドにおいて詳細調査の選定基準と対象国を検討

# 詳細調査を行う視点の例と想定する調査対象国は以下の通りです

凡例

黄色：詳細調査の実施国

## 海外調査における調査の視点と詳細調査を行う国の選定状況

No.	分析の視点	調査対象国候補	選定の理由
1	技術士制度に関するReportの有無（そもそも情報量の多寡、多様性）	アメリカ イギリス オーストラリア シンガポール インド	① Annual Reportやそれに類する情報の公開を定期的に行なっている ② 独自の分析（年齢構成分析、ジェンダー比分析等）を行っている可能性がある
2	試験制度の類似性、独自性の観点	イギリス オーストラリア ニュージーランド 中国	① 日本でいう技術士補、技術士以外に、複数の資格がある ② テスト形式による試験だけではなく実務実績、業務経歴等で必要な経験等がある
3	IPD、CPD制度の観点から参考になる情報が得られると考えられる国、地域	イギリス オーストラリア ニュージーランド 香港	① 独自のIPD、CPD制度を有する
4	将来的にグローバルな活躍が見込まれると想定される国家、地域	ベトナム インドネシア マレーシア フィリピン シンガポール	① 特に東南アジア地域は今後の日本のインフラ輸出の増加が考えられることから整備状況の差や現地での業務に当たっての資格要件上の課題の有無があれば調査することが有用と考えられる
5	二国間相互協定の有無	オーストラリア	① 日本をはじめ複数の国、機関との協定が存在するものと考えられる
6	その他の視点	日本 アメリカ 中国	① 公認会計士制度との比較（日本） ⇒資格要件、IPD、CPD、協会への加入等の制度に違いがみられると考えられる ② 合格率が高い（アメリカ） ③ 前回調査よりも情報が入手できる可能性がある（中国）

国別に深堀りするというよりは、日本との制度の整備状況の違いから考えられる日本の技術士の東南アジアでの活躍に当たっての課題といったイメージでまとめることが考えられる（今後対応）

# 英国におけるEngineering Councilへ技術士制度（特に、IPDに関する事項）について以下の事項について確認を実施しています

## UK Engineering Councilへの確認結果

No	項目	確認結果
1	IPDプログラムの構成	<p>IPDは、定義上、エンジニアの雇用主（言い換えれば、企業）が運営するスキームである。PEI（Engineering Councilが認定した機関）からのインプットはあるかもしれないが、事業のニーズを満たすために人材を「受け入れ」、育成するように設計されている。</p> <p>IPDスキームがPEIによって認定される場合は、UK-SPECに基づきIPDシステムを運用しなければならないという要件がある。</p>
2	No1でいうUK-SPECは公衆の縦覧に供されているか	<p>以下のURLを参照。</p> <p>本文：<a href="https://www.Engc.org.uk/standards-guidance/standards/uk-spec/uk-spec-v14-updated-hierarchy-and-rfr-june-2023.pdf">uk-spec-v14-updated-hierarchy-and-rfr-june-2023.pdf</a></p> <p>紹介ページ：<a href="https://www.Engc.org.uk/standards-guidance/standards/uk-spec/">https://www.Engc.org.uk/standards-guidance/standards/uk-spec/</a></p> <p>参考資料：<a href="https://www.imeche.org/membership-registration/professional-development-and-cpd/working-towards-professional-registration/competence-framework-uk-spec">https://www.imeche.org/membership-registration/professional-development-and-cpd/working-towards-professional-registration/competence-framework-uk-spec</a></p>
3	IPDプログラムの運営	<p>各役割とその所管機関を示すと以下の通りとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>IPDを認証する機関：PEI</li><li>IPDプログラムを提供する機関：雇用主</li><li>IPD運営を統括する機関：雇用主</li></ul> <p>しかし、雇用主とPEIの間には密接なつながりがあることが多く、PEIはIPDスキームの初期設計に関与し、認定（認証）の可能性が高いことを確認する等相互に連携している。また、PEIが学習者のメンターや相談役を務めることもある。</p> <p>Engineering Councilが定めた「認定IPDスキーム（accredited IPD scheme）」を実施するためには、受講者はその企業で働き、PEIのメンバーでもある必要がある。</p>
4	IPDの登録状況の管理や、必要な研修等の受講状況の管理	<p>Engineering Councilは、認定された学術プログラム（学位など）の中央データベースを保有しているが、IPDスキームについては同様のことは行っていない。IPDスキームはそれぞれ企業が独自のニーズに合わせて設計する。</p> <p>一元的なデータベースを保持することは、潜在的な学習者にとって誤解を招きかねない。このように、Engineering Councilは、認定IPDスキーム（accredited IPD scheme）の構造や要件に関する規則を定めてはいるものの、IPDスキームの中央コーディネーターとしては機能していない。IPDスキームは、雇用主、従業員（通常は新入社員）、PEIの間で取り決められるものである。</p>

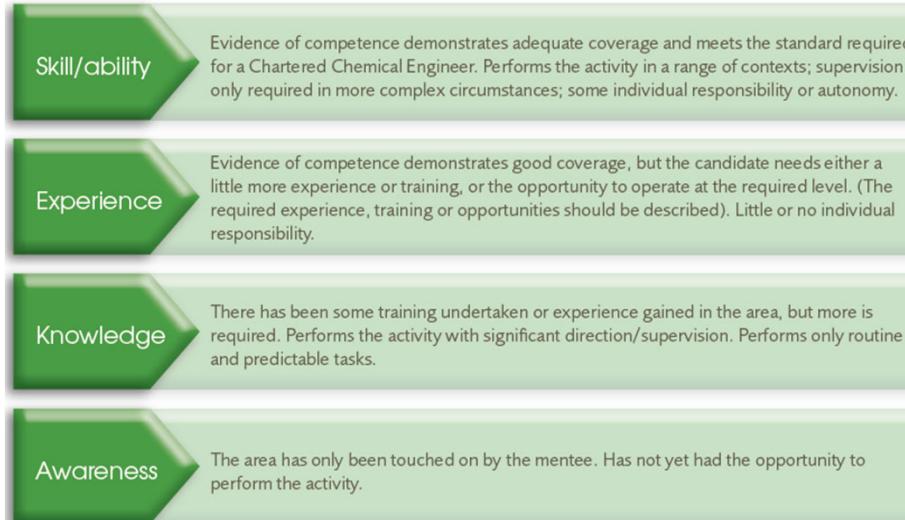
# 英国におけるEngineering Councilへ技術士制度（特に、IPDに関する事項）について以下の事項について確認を実施しています

## UK Engineering Councilへの確認結果

No	項目	確認結果
5	IPDシステムの全体像	<p>IPD教育について権限が委譲され、Engineering Councilではなく、UK Specで定めている範囲以外はEngineering Councilが認めた各専門団体（PEI）で定めている。そのため、統一されたIPD教育システムはない。下記は専門団体の1つであるthe Institution of Chemical Engineers (IChemE)で実施しているIPDの例である。</p> <p>【ICemE IPD教育システム全体図】</p>  <p><b>Stage 1: Educational Base</b></p> <p>Knowledge and understanding: Accredited degree(s) fully meeting requirements or Individual Case Procedure (ICP)</p> <p><b>Stage 2: Initial Professional Development (IPD)</b></p> <p>Experience and development of competencies: Completion of an Accredited Company Training Scheme (ACTS) or IPD Assessment</p> <p><b>Stage 3: Professional Review</b></p> <p>Demonstration of competencies and commitment: Competence and Commitment report and interview</p> <p><b>ステージ1 - 教育基盤</b> 知識と理解の証明で、M-Standard で IChemE によって認定された学位は、このステップを満たします。そうでない場合、申請者は個別ケース手順 (ICP) によって評価されます。</p> <p><b>ステージ2 - 初期専門能力開発 (IPD)</b> トレーニングと実務経験を通じて能力を開発します。</p> <p><b>ステージ3 - 専門家によるレビュー</b> 能力とコミットメントの実証。能力とコミットメント (C&amp;C) レポートの提出と専門家によるレビュー面接への参加が含まれます。</p>

# 英国におけるEngineering Councilへ技術士制度（特に、IPDに関する事項）について以下の事項について確認を実施しています

## UK Engineering Councilへの確認結果

No	項目	確認結果
6	IPDとCPDプログラムの区別	<p>CPDとは、仕事上の実践を強化・拡大するために行われる学習である。これは、現在の仕事、将来の仕事、ビジネスのニーズ、またはその他の目的のために行われることがある。それがその人の専門的実践に貢献する限り、それはCPDである。</p> <p>IPDは、UK-SPECに記載されているスキルや理解を構築するために、専門家として登録される前（CEng、IEng、EngTechなど）に行われる学習である。言い換えれば、<b>CPDは自由な学習であるのに対し、IPDは目標を持った学習であり、その目標は専門家登録である。</b>認定IPDスキーム（accredited IPD scheme）がUK-SPECに基づくものであることを求めているのは、このためである。</p> <p>したがって、1つの学習コースや研修セッションがIPDになることもある、CPDになることもある。</p>
7	認定IPDスキーム（accredited IPD scheme）の内容	<p>各PEIによって、内容が異なる。ご参考までに、IChemEが実施するIPDのガイダンスを以下に記載。</p>  <ul style="list-style-type: none"><li><b>Skill/ability</b> Evidence of competence demonstrates adequate coverage and meets the standard required for a Chartered Chemical Engineer. Performs the activity in a range of contexts; supervision only required in more complex circumstances; some individual responsibility or autonomy.</li><li><b>Experience</b> Evidence of competence demonstrates good coverage, but the candidate needs either a little more experience or training, or the opportunity to operate at the required level. (The required experience, training or opportunities should be described). Little or no individual responsibility.</li><li><b>Knowledge</b> There has been some training undertaken or experience gained in the area, but more is required. Performs the activity with significant direction/supervision. Performs only routine and predictable tasks.</li><li><b>Awareness</b> The area has only been touched on by the mentee. Has not yet had the opportunity to perform the activity.</li></ul> <p>当IPDに求められているものは「能力/スキル」、「経験」、「知識」と「認識」である。IPD提出書類の各セクションには、その活動の「能力/スキル」または「経験」レベルを達成したことを示す主要な例を少なくとも1つ含める必要がある。また、「知識」または「認識」レベルの活動の箇条書きも複数含める必要がある。</p> <p>証明しなければならない達成レベルは、申請する会員レベルによって異なる。公認会員に申請する場合、幅広い能力のすべてまたはほぼすべてを「スキル」レベルまで開発する必要がある。</p>

# 英国におけるEngineering Councilへ技術士制度（特に、IPDに関する事項）について以下の事項について確認を実施しています

## UK Engineering Councilへの確認結果

No	項目	確認結果
8	IPDの受講対象者（日本では将来を担う若手技術者である修習技術者）	IPDはエンジニアリング・カウンシル（Engineering Council）やPEI（PEI）が使用している用語であるが、エンジニアリング企業ではしばしば異なる名称で呼ばれている。例えば、「新卒者スキーム」や「新規参入者スキーム」と呼ばれることがある。しかし、差別をしないことが重要であると考えている。つまり、IPDの学習者のほとんどは若いものの、年齢が重要なのではないと考えている。むしろ、知識はすでに持っていても、CEng、IEng、またはEngTechとして登録するために必要な職場のスキルと能力をまだ構築している段階が、IPDを受講する技術者と考えている。
9	IPD指導者（メンター）の役割、メンターの選定基準	各PEIによって対応が異なる。メンターの選定にあたっても、Engineering Councilとしては要件を設けていない。学習者のためにメンターを選び、マッチングさせることは間違いなく価値のあることであるが、もしくいかなかったとしても、それは各PEIの責任とはしていない。
10	IPDに要する標準的な期間と費用	各PEIのコース設計によって、IPD標準的な期間と費用が異なる。
11	メンターを設定しているIPD実施者の割合、メンターの役割	Engineering Councilでは管理していない。各PEIにおいて、メンターに関する情報を公開している。PEIの1つである、IChemEにおけるメンター制度については以下の通り。 <u>・メンターの役割</u> IChemEにおけるメンターの実施するメンタリングの種類は以下の2種類ある。 ①専門家登録のためのメンタリング（主に、他のIChemE会員がCharteredになるのを支援する）。 ②キャリアと能力開発のためのメンタリング。例えば、メンバーが特定のキャリア目標に向かうのを助けたり、アドバイスやサポートを提供する。 <u>・メンターマッチの方法</u> メンターを探しているIPD実施者は、IChemE Connectのプロフィールを有効にして、Mentor Matchにアクセスする。メンター・マッチは、メンタリング関係の構築を促進するオンラインツールであり、ユーザー主導型で、登録メンターは指定された条件で登録メンターを検索し、経験や専門知識が指導を受けたい分野と一致する人物を見つけることになる。 <u>・メンターへの期待事項（遵守すべき行動原則）</u> IChemEでは、メンターとメンティー全員が「メンタリング行動規範」を遵守することを求めている。全メンバーは、自らの行動が職業人としての行動規範に沿ったものであることを確認する必要がある。

# ヒアリング調査の実施方法

ヒアリング先は、（建設・総合技術監理を除く）技術部門の所属人数、企業の業種、規模等を踏まえ満遍なく抽出いたしました

ヒアリング先の選定にあたって考慮した点（参考）



### 企業規模

売上高数兆円規模の大企業から、数十億円程度の中堅・中小企業を幅広く抽出



### 業種

建設コンサルタント、電機、重工業、自治体等幅広く抽出



### 技術部門

建設、総合技術監理部門を除く技術部門に対して、幅広くヒアリングを実施。また、同一技術部門内の比較あるいは技術部門間での比較に資するよう、各部門複数名のヒアリングを実施できるようヒアリング先を選定



### 有資格者数

有資格者が多い技術者集団の他、社内技術士会等の組織がない少数の企業にもヒアリング実施

# ヒアリング先と技術部門の関係は以下の通りです

## ヒアリング先の一覧（参考）

No.	企業/技術部門	機械	船舶 海洋	航空 宇宙	電気 電子	化学	繊維	金属	資源 工学	建設	上下 水道	衛生 工学	農業	森林	水産	経営 工学	情報 工学	応用 理学	生物 工学	環境	原子 力	総 合 監 理
1	A社（実施済）									○	○		○	○							○	
2	B社（同上）									○							○	○			○	
3	C社（同上）									○	○										○	
4	D社（同上）									○	○			○								
5	E社（同上）									○			○				○					
6	F社（同上）				○					○									○			
7	G社（同上）				○											○	○	○			○	
8	H社（同上）											○										
9	I社（同上）	○			○																	
10	J社（同上）	○																				
11	K社（同上）									○											○	
12	L社（2025年1月 実施予定）	○ ○ ○		○	○			○		○		○				○	○			○ ○		
13	M社（同上）	○														○						
	合計	6	0	1	5	0	0	1	0	8	4	2	2	2	0	2	5	2	0	1	1	8

**End of Document**